

令和2年 2月28日

36協定の届出様式が変更になります！【重要】

(※令和2年4月1日以降、これまでの様式では受理されません)

一般社団法人 栃木県トラック協会

令和2年4月1日より、一般則の時間外労働の上限規制が改正されることに伴い、36協定の様式が変更されます。

主な変更内容は、下記のとおりです。

- ・ 1か月100時間未満、かつ2～6か月平均で80時間を超過しないことを認めるチェック欄が追加（様式第9号・様式第9号の2）
- ・ 起算日は1年の起算日のみ記載することに変更

トラック運送事業では、各社の実情に合わせて下記の3様式をそれぞれ使用することとなります。

■様式第9号

対象者：運転者以外の労働者（事務員、運行管理者、構内作業員など）

条件：時間外労働の上限が、令和2年4月からの時間外労働の原則的上限である月45時間・年360時間以内の場合

■様式第9号の2

対象者：運転者以外の労働者（事務員、運行管理者、構内作業員など）

条件：臨時的な特別な事情があって労使が合意（特別条項）をし、労働時間の上限が月45時間・年360時間を超える場合

※但し下記を満たす必要があります

時間外労働・年720時間以内

時間外+休日労働・月100時間未満、2～6か月平均80時間以内

■様式第9号の4

対象者：自動車運転者

自動車運転者は令和6年3月31日まで上限規制が猶予されている業務となりますので、こちらの様式を他の職種の労働者分と分けて届出することになります。

<36協定の新様式は下記よりダウンロードしてご使用下さい>

◎厚生労働省サイト スタートアップ労働条件→作成支援ツール（36協定他）

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

◎栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関HP→帳票類 ※記入例も掲載しております

<http://www.tochigi-tekiseika.com/chohyo.html>

様式第9号の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)					
貨物自動車運送業		栃ト協運送株式会社		(〒321-0169) 宇都宮市八千代1-5-12 (電話番号: 028-684-5882)					
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数				期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)			
					2週 (4月1日)	1ヶ月 (4月1日)	1年 (4月1日)		
① 下記②に該当しない労働者	道路の混雑や悪天候、荷主先の待機時間の変更、臨時の受注・納期逼迫	運転	20人	1週40時間 1日 8時間	7時間 (1週間2回以内)	40時間	80時間	960時間	令和2年4月1日から 1年間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	变形労働時間制の場合は、こちらへ記入して下さい。 別途、变形労働時間用協定書、カレンダー等が必要となります。								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻			期間	
休日祝祭日、稼働している荷主企業への対応		運転	20人	1ヶ月に2回	始業8:00~就業17:00			令和2年4月1日から 1年間	

協定の成立年月日 令和2年 3月 1日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者
の過半数を代表する者の氏名 ○○○
○○ ○○

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(話し合いによる選出)

令和2年 3月 20日

使用者

宇都宮 労働基準監督署長殿

職名 代表取締役
氏名 ○○ ○○

印

様式第9号の4（第70条関係）（裏面）

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数について記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
 - (1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
 - (2) 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、労働基準法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められた全ての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
- 7 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。